

岐阜県公報

第 三 十 二 号

令和元年八月二十三日

(金曜日)

目 次

規 則

岐阜県スポーツ科学センター条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則

(地域スポーツ課) 一七五^{ページ}

告 示

道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課) 一七五
(同) 一七六

公 示

公共測量の実施

(用地課) 一七六

規 則

岐阜県スポーツ科学センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十号

岐阜県スポーツ科学センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
岐阜県スポーツ科学センター条例の一部を改正する条例(平成三十一年岐阜県条例第十二号)の施行期日は、令和元年九月十日とする。

告 示

岐阜県告示第百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年八月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

令和元年八月二十三日

道の種類		区域		変更後		延長		備考	
道	線名	区	間	別	後	前	員	延	考
高	山	高山市下切町一七四五番一 地先から	区	別	後	前	員	延	考
上	山			後	前	員	延	考	
宝	山	同	町	二〇・九	二〇・九	三・六	三・六	六・四	
線	線	市	二〇	二・四	二・四	三・六	三・六	六・四	
		同	九	二・四	二・四	三・六	三・六	六・四	
		番	四	二・四	二・四	三・六	三・六	六・四	
		八	番	二・四	二・四	三・六	三・六	六・四	
		地	先	二・四	二・四	三・六	三・六	六・四	
		先	まで	二・四	二・四	三・六	三・六	六・四	
		まで		二・四	二・四	三・六	三・六	六・四	

岐阜県告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年八月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	区域	延長	供用開始	備考
道	線名	間	期	日
明	山	下呂市金山町岩瀬字石場石三 六八五番五地先から	令和	平成
金	山			
宝	山	同	八	二
線	線	市	三	一
		同	三	六
		町	三	六
		野	三	六
		原	三	六
		字	三	六
		小	三	六
		松	三	六
		平	三	六
		六	三	六
		番	三	六
		八	三	六
		地	三	六
		先	三	六
		まで	三	六

公 示

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
大垣市
- 二 作業種類
公共測量（基準点管理）
- 三 作業期間
令和元年八月八日から
令和元年九月二十日まで
- 四 作業地域
大垣市

令和元年八月二十三日発行

発行者
岐 阜 県

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社